

(仮称) 小金井市新福祉社会館建設に関する庁内検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 (仮称) 小金井市新福祉社会館 (以下「新施設」という。) 建設に当たり、新施設に求める基本理念、建設場所、建設規模、機能等について調査し、検討するため、(仮称) 小金井市新福祉社会館建設に関する庁内検討委員会 (以下「庁内検討委員会」という。) を設置する。

(所掌事項)

第2条 庁内検討委員会は、次に定める事項について調査し、検討する。

- (1) 新施設に求める基本理念、建設場所、建設規模、機能等に関すること。
- (2) 関係機関との連絡調整に関すること。
- (3) その他新施設建設の検討等に関して、庁内検討委員会が必要と認めること。

(庁内検討委員会の委員)

第3条 庁内検討委員会は、次の者を委員として構成する。

- (1) 福祉保健部長
- (2) 子ども家庭部長
- (3) 企画政策課長
- (4) コミュニティ文化課長
- (5) 地域福祉課長
- (6) 福祉会館等担当課長
- (7) 自立生活支援課長
- (8) 介護福祉課長
- (9) 高齢福祉担当課長
- (10) 健康課長
- (11) 子育て支援課長
- (12) 子ども家庭支援センター等担当課長
- (13) 建築営繕課長
- (14) 公民館長

(庁内検討委員会の運営)

第4条 庁内検討委員会に委員長を置き、前条第1号の委員をもって充てる。

- 2 委員長は、会議を招集し、統括する。
- 3 庁内検討委員会に副委員長を置き、前条第6号の委員をもって充てる。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

5 委員長は、前条に定める委員以外の者を必要に応じて出席させることができる。
(庁内検討委員会の庶務)

第5条 庁内検討委員会の庶務は、福祉保健部地域福祉課において処理する。
(部会)

第6条 委員長は、庁内検討委員会の円滑かつ効率的な運営を図るため必要があると認めるときは、庁内検討委員会に作業部会（以下「部会」という。）を置くことができる。

2 部会の運営について必要な事項は、別に定める。
(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、庁内検討委員会の運営について必要な事項は、委員長が別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成29年4月13日から施行する。

(小金井市福祉会館整備等に関する庁内検討委員会設置要綱の廃止)

2 小金井市福祉会館整備等に関する庁内検討委員会設置要綱（平成24年5月16日制定）は、廃止する。